

行政組織の見直しに伴う関係規則の  
整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市長      鈴木      有

野田市規則第26号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(野田市消防本部の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正)

第1条 野田市消防本部の組織及び事務分掌に関する規則(昭和45年野田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「及び副主幹」を「、副主幹、主任主査及び主査」に改める。

(野田市公印規則の一部改正)

第2条 野田市公印規則(昭和46年野田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1企画財政部専用野田市長之印の項中「課長専決事項」の次に「(野田市行政組織規則(昭和54年野田市規則第25号)第4条の2第2項に規定する課に置く室にあつては、課内室長専決事項。以下同じ。)」を加える。

(野田市行政組織規則の一部改正)

第3条 野田市行政組織規則(昭和54年野田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「。以下「法」という。」を削る。

第4条の2第1項の表総務部の項中「庶務係 文書法規係 市民相談係」を「市民相談・庶務係」に、「管財係 契約係」を「契約係 庁舎管理係」

「  
に、 | 営繕課 | 営繕係 施設管理係 市営住宅係 | を  
」

「  
| 営繕課 | 営繕係 市営住宅係 |  
| 公共施設管理課 | 施設管理係 | に改め、  
」

同表都市部の項中「区画整理係 鉄道高架係」を「都市整備係」に改め、同

表福祉部の項中「保護一係 保護二係」を「保護係」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に当該右欄に掲げる室を置く。

総務課	法務室
-----	-----

第4条の2に次の1項を加える。

4 第2項に定める課に置く室（以下「課内室」という。）の事務分掌は、別表第1の2の2のとおりとする。

第8条第1項中「）を」の次に「、課内室に課内室長を」を、同条第5項中「課等」の次に「及び課内室」を加える。

第9条の4第2項第4号中「課等及び」を「課等、課内室及び」に改める。

第11条の2の次に次の1条を加える。

（課内室長の職務）

第11条の3 課内室長は、上司の指揮のもとに所属の主幹、副主幹、主任主査及び主査を指揮督励し、所掌事務の掌理に任じ行政の円滑なる運営に努めなければならない。

2 課内室長の職務及び権限は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 常に所掌事務の執行状況を把握し、事務能率の向上を図ること。
- (2) 別に定めるところにより、委任又は専決等の事務を執行すること。

第14条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 課内室に置く主幹、副主幹、主任主査及び主査は、課内室に配置された職員と協力し、所掌事務に従事する。

第16条中「本庁機関にあつては」の次に「PR推進室長、」を、「課長」の次に「（課内室にあつては課内室長）」を加える。

別表第1の2中「第4条の2第2項」を「第4条の2第3項」に改め、同表企画財政部の項企画調整課の目第5号中「庁議」を「市民の意識調査」に改め、同目中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表総務部の項総務課の目中第10号から第14号までを削り、第15号を第10号とし、第16号から第21号までを

5号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第17号とし、第24号から第29号までを6号ずつ繰り上げ、同項情報政策課の目中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 地域の情報政策に関すること。

別表第1の2総務部の項管財課の目を次のように改める。

管財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競争入札参加資格審査及び指名業者の選定に関すること。</li> <li>2 工事請負等の入札契約に関すること。</li> <li>3 物品需給に関すること。</li> <li>4 物品の購入及び処分並びに共用物品の管理に関すること。</li> <li>5 物品に係る資料の収集及び市場調査に関すること。</li> <li>6 公契約条例の施行に関すること。</li> <li>7 公契約審議会に関すること。</li> <li>8 庁内放送及び案内に関すること。</li> <li>9 庁舎の管理及び警備に関すること。</li> <li>10 市の施設における電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関すること。</li> <li>11 各課の配置に関すること。</li> <li>12 共用バスの運転手の総括に関すること。</li> <li>13 庁用車両の整備管理及び安全運転に関すること。</li> <li>14 共用車両の配車に関すること。</li> <li>15 公用車による事故の損害賠償に関すること。</li> </ol>
-----	---

別表第1の2総務部の項営繕課の目中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号に、第8号を第3号に、第9号を第4号とし、同目の次に次のように加える。

公共施設管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ファシリティマネジメント（市有建築物の管理、保全及び活用の最適化をいう。）及び同マネジメントに基づく公共施設等の適正な維持管理に関すること。</li> <li>2 財産台帳の整備保管に関すること。</li> <li>3 公有財産取得、管理及び処分の総括に関すること。</li> <li>4 公有財産の調査、登記及び登録に関すること。</li> <li>5 公有財産の損害保険等に関すること。</li> <li>6 普通財産（他部課所管を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。</li> <li>7 借地契約の更新及び借地料の支払に関すること。</li> <li>8 債権の管理に関すること。</li> </ol>
---------	---

別表第1の2建設局の項都市部の目関宿地区土地区画整理事務所の節中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同表福祉部の項生活支援課の目中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

15 重層的支援体制整備事業に関すること。

別表第1の2福祉部の項人権・男女共同参画推進課の目第11号中「人権施策推進協議会」を「野田市人権・男女共同参画推進審議会」に改め、同目第12号を削り、同表健康子ども部の項保健センターの目中第27号を第28号とし、第12号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

12 高齢者の医療の確保に関する法律による国民健康保険保健事業及び地域支援事業の一体的実施に関すること。

別表第1の2の次に次の1表を加える。

別表第1の2の2（第4条の2第4項）

課内室	事務分掌
法務室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁議に関すること。</li> <li>2 法令の調査研究及び法規集の整備に関すること。</li> <li>3 条例、規則等の審査及び解釈運用に関すること。</li> <li>4 訟務の総括に関すること。</li> <li>5 固定資産評価審査委員会に関すること。</li> <li>6 情報公開制度の運用に関すること。</li> <li>7 個人情報保護制度の運用に関すること。</li> <li>8 公告式に関すること。</li> </ol>

別表第3支所の項第36号中「介護保険訪問調査員」を「介護認定調査員」に改める。

別表第5 関宿保健センターの項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

10 高齢者の医療の確保に関する法律による国民健康保険保健事業及び地域支援事業の一体的実施に関すること。

(野田市会計事務規則の一部改正)

第4条 野田市会計事務規則（平成25年野田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「センター長」の次に「、課内室長」を加える。

別表PR推進室の項中

「

PR推進室	PR 推進 室長	税外収入金 等の収納	PR推進室 に勤務する 職員	出納員が 委任する 事務
-------	----------------	---------------	----------------------	--------------------

を

」

「

市政推進室	市政 推進 室長	税外収入金 等の収納	市政推進室 に勤務する 職員	出納員が 委任する 事務
PR推進室	PR 推進 室長		PR推進室 に勤務する 職員	

に改め、

」

同表総務部の項中

「

総務課	課長	税外収入金 等の収納	総務課に勤 務する職員
-----	----	---------------	----------------

を

」

総務課	課長	税外収入金等の収納	総務課に勤務する職員	に、同項中
法務課法務室	課内室長		総務課法務室に勤務する職員	

営繕課	課長	営繕課に勤務する職員	を
-----	----	------------	---

営繕課	課長	営繕課に勤務する職員	に改める。
公共施設管理課	課長	公共施設管理課に勤務する職員	

(野田市物品管理規則の一部改正)

第5条 野田市物品管理規則(平成25年野田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「所管換え等」を「所属換え等」に改める。

第2条第2号ア中「事務所」の次に「、同条第2項に規定する課に置く室」を加える。

第25条第2項中「第4節」を「前節」に改める。

第32条第2号及び第4号中「前項」を「前号」に改める。

(野田市契約事務規則の一部改正)

第6条 野田市契約事務規則(平成25年野田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「事務所」の次に「、同条第2項に規定する課に置く室」

を加える。

(野田市行政文書管理規則の一部改正)

第7条 野田市行政文書管理規則（令和6年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課等」の次に「、課内室」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。